

① 「民主ロシア」の主権宣言草案ほか

「民主ロシア」ブロック憲法委員会資料から（1990年3・4月）

（KK 資料集第1巻 39-51頁）

1. 憲法委員会の活動について
2. ロシア共和国憲法の改正および補正に関する法案へのコメント
3. 憲法の最重要改正事項
4. 最重要改正事項への注記
5. 国家主権宣言
6. ロシア連邦の憲法原則についての決定
7. 第5章「ロシア共和国の国家権力および管理の最高機関の改正

<1. 憲法委員会の活動について>

1. 「民主ロシア」ブロック内に憲法委員会を設置する。4月1-14日に5回の会議が開かれた。出席者は、アンバルツーモフ、ベズルコフ、ボンダリヨフ、ヴォルコフ、ザハロフ、ザラトゥーヒン、コヴァリヨフ、コジョーキン、B.メドヴェージエフ、П.メドヴェージエフ、オレイニク、ルミヤンツエフ、ルイジョフ、スルコフ、シェイニス、シェロフ-コヴェジャーエフ、ユシェンコフおよびその他（以上はロシア共和国人民代議員）、ならびにボチャロフ、キリロフ、オボレン斯基（以上はソ連邦人民代議員）、法学者および政治学者としてエメリヤーノフ、マムート、ヤンコフほか。

委員会で準備され、書記局に送られた構想や草案は、ロシア共和国人民代議員にこれを配布する。

2. 委員会は、以下の3つの文書の草案についてロシア共和国人民代議員が関心を払う必要があると考える。

- 1) ロシア共和国憲法改正の最重要課題
- 2) ロシア共和国国家主権宣言
- 3) 「ロシア連邦憲法の憲法原則について」の第1回ロシア共和国人民代議員大会決定これらの草案を添付する。

3. 委員会の準備した諸文書は、予備作業的性格のものである。憲法委員会の活動に加わりたいと欲する人民代議員は、委員会のコーディネーターもしくは委員、または書記局のメンバーと連絡をとることができる。

（コーディネーター；ルミヤンツエフ）

<2. 「ロシア共和国憲法（基本法）の改正および補正について」法案に関するコメント> ルミヤンツエフ、ザハロフ執筆

われわれは、公式な準備委員会の第6小委員会のまとめである「ロシア共和国憲法（基本法）の改正および補正についての法律」草案は不十分だと考える。

提起された改正および補正は、ソ連憲法およびソ連最高会議が制定した一連の法令の諸規定に現行の共和国憲法を構造上適合させたものにすぎない。ロシア共和国最高会議幹部会の事務局（機構）（法制局）が提案した草案は、小委員会での審議の2週間後にさえ改正（変更）されていない。

ロシア共和国憲法の改正および補正は、ソ連憲法に加えられた改正（89.12.20、89.12.23、90.3.14 付のソ連の法律）にしたがってその提案がなされているにすぎない。その際、改正されたソ連憲法の規定は、通常、第1回ロシア共和国人民代議員大会開催時に至るロシア共和国内の政治情勢が考慮されていない。

ロシアの深刻な事態は、現局面の特徴およびロシアの特殊事情を考慮して基本法の改正が行われることを要求している。

ここで言及する草案には、憲法の24カ条の改正が提案されている（第6、7、10-13、49、74、85、87、91、92、96、97、104、110、113、115、118-120、124、125、137条；90年3月時点のロシア共和国憲法の条項）。これと並んで、われわれは人民に10項目の本質的な改正点を提案する（改正ポイントを添付）。いくつかの問題について修正が必要であり、同じく現行の憲法上の記述を維持することで可能な肯定的傾向をより発展させることもある。

第1回人民代議員大会の議事日程案には、ロシア共和国の主権に関する問題の審議が提案されている。委員会は、ロシア共和国基本法の新しい前文としてロシア共和国国家主権宣言草案を提案する（従前の前文に代えて）。

第1回大会では、ロシア共和国憲法の改正だけではなく、新しい憲法の原則および原理について議論されなければならない。そしてこのことは、新憲法起草委員会の組織のもとに行われる必要がある。われわれは、この委員会の設置に関する決議において、ロシア連邦憲法の基本的な憲法原理が記述される必要があると考える。（こうした「憲法宣言」案を提起する。）

おそらくは1990年秋の次の（臨時）大会で審議するためにロシア共和国新憲法草案および同盟条約草案の起草委員会を第1回大会で設置することが目的にかなっていると考えている。職務を基準にして委員会を編成するという誤った方法は断固として拒否しなければならない。委員会の構成には、競争原理によって選ばれる専門家を加える必要がある。

<3. ロシア共和国憲法改正の最重要課題>（2でいう10項目）

ソ連邦憲法改正にともなう現行のロシア共和国憲法の改正には、次の事項の改正がなされなければならない。

1. 前文

現行の前文を廃止し、ロシア共和国国家主権宣言のテキストをもって替える（憲法委員会提案の宣言案1項(1-1)および2項参照）。

2. 第1章 「政治システム」

- 1) ソビエト国家の組織および活動における民主主義的中央集権主義原則はロシア共

和国の連邦体制の原則と矛盾するものとして、第3条を廃止する。連邦制は、強制ではなく同意に基づけられるものである。

2) 第6条の編集を以下に変える

「政党、労働組合、青年団体およびその他の団体ならびに運動は、人民代議員ソビエトに選出されたその代表を通じて、ソビエト国家の政策の策定、国家的および社会的事項の管理に参加する。」

3) 第7条の編集を以下に変える

「①すべての政党、社会団体および大衆運動は、ロシア共和国の憲法および法令の枠内で活動する。

②政治的および社会的な団体、運動は、その活動において、人権の十分なる実現を遵守し、人民主権および共和国の主権を尊重しなければならない。憲法体制の暴力的変更、刑事犯罪の実行を目的とし、または権力の排他的領有を企図する政党、団体、運動の創設および活動（行為）はこれを禁止する。」

3. 第2章「経済システム」

1) 第10条の編集を以下に変える

「①ロシア共和国の経済システムは、多様な所有形態に基づいて発展させられる。国家は、すべての所有形態の発展のための条件を整備し、法律の側面からその平等の保護を保障する。国家は、所有権（財産権）の不可侵を保証する。

②財産（所有）は、肯定的な社会的目的に資するものでなければならない。法律は、財産の社会的機能を保障するために、その取得、使用および行為の限界を定める。」

2) 第12条の編集を以下に変える

「集団的所有の共有者の関係は、各共有者が、その財産の持ち分の配分または契約破棄の場合におけるその正当な補償について予め定める契約によるものとする。」

4. 第4章「社会主義祖国の擁護」

1) 第29条の編集を以下に変える

「①必要的防衛原則にしたがい、同盟条約に基づき、想定しうる外部の侵略からソ連邦を擁護するために、ロシア共和国は、他の共和国とともに、ソ連邦軍の形成および維持に参加する。ソ連邦の安全保障および防衛力整備へのロシア共和国の参加は、同盟条約の付属する特別議定書によってこれを定める。

②共和国の主権の擁護および領土の保全のために、共和国軍を創設する。共和国軍の発展および機能は、ロシア共和国の防衛についての法律によってこれを定める。」

2) 第30条の編集を以下に変える

「ロシア共和国市民は、別の選択肢の職務に就く権利を有する。国家は、軍勤務員およびその家族の社会的保護を保証する。軍における勤務、ロシア共和国市民の名誉ある

職業である。」

5. 第5章「ロシア共和国国籍、市民の平等」

1) 第31条の編集を以下に変える

「ロシア共和国市民は、他の同盟構成共和国において、ロシア共和国の保護および庇護を受ける。」

2) 第32条2項に「政党への帰属の如何にかかわらず」を挿入する。

第6章「ロシア共和国市民の基本的権利、自由および義務」

1) 第49条の編集を以下に変える

「①ロシア共和国市民は、人民の意思を形成し、表現し、市民が政治生活に参加する基本的な道具であり、その多様な利益の充足を促す政党、社会団体に加入し、大衆運動に参加する権利を有する。

②政党および社会団体は、その規約上の任務を遂行するための諸条件を保証される。」

2) 第61条を除外する（30条の新しい編集を参照）

6. 第7章「ロシア共和国」

1) 第76条の編集を以下に変える

「ロシア共和国の全領域において、共和国の最高立法機関が制定した法律が効力を有する。ソ連邦の法律、ならびにソ連邦の大統領令およびその他の大統領命令は、それらについてロシア共和国の人民代議員大会または最高会議が全部または一部を批准した場合、ロシア共和国の領域において拘束力を有する。」

2) 第77条の編集を以下に変える

「ロシア共和国の主権的権利は、ロシア共和国憲法によってこれを保護し、同盟条約にしたがって同盟機関にロシア共和国が移譲した権限の範囲については、ソ連憲法によってこれを保護する。」

7. 第13章「ロシア共和国の人民代議員大会および最高会議」

第104-106条を新しい編集に変える。第107-109条を削除する。第112-121条を修正する（編集は、提案されているロシア共和国憲法第5編の改正に関する提案を参照）

8. 第17章「地方人民代議員ソビエト」

第138条1項の編集を以下に変える

「地方人民代議員ソビエトは、全国家的利益およびソビエトの領域内に住む市民の利益、ならびに地方自治に関する法令の規定から出発して、地方的意義を有するすべての問題を解決する。ソビエトは、下級の人民代議員ソビエトの活動を指導し、共和国的および同盟的な意義を有する問題の審議および解決に参加する。」

9. 第21章「裁判所および仲裁機関」

1) 第 166 条 2 項に以下の文言を加える

「ロシア共和国の裁判は、被告人が 3 年を超える自由剥奪の刑を受ける可能性のある事件に関しては、陪審裁判をもってこれを行う。陪審員は、選挙権を有する裁判官区の住民のなかからくじで選ばれる 12 人をもって構成する。陪席員は、被告人の有罪または無罪、および減刑（加罰）事由の有無について決定を行う。陪審員の管轄にかかる問題に関する協議は、職業裁判官の参加なしにこれを行う。刑罰の権利および指定の問題は、職業裁判官がこれを解決する。」

2) 第 167 条 1 項に以下の規定を加える

「裁判官および陪審員の独立は、その終身制を保証する。」

3) 第 168 条 2 項に以下の文言を加える

「ロシア共和国の領域においては、何人も、裁判所の決定による場合のほかは、勾留されることはない。各逮捕者は、逮捕のときから 24 時間以内に裁判所に送致され、裁判所は、弁護士の参加のもとに直ちに釈放するかまたは勾留するかを決定する。取調べのための勾留期間は、被疑者およびその弁護士の参加のもとで裁判所のみがこれを延長することができる。」

第 22 章 「検察機関」

第 177 条 1 項に以下の規定を加える

「・・・ロシア共和国人民代議員大会がこれを承認する。」

10. 第 10 部 「国章、国旗、国歌、首都」

第 181 条の編集を以下に変える

「ロシア共和国の国旗は、上が白、中が青、下が真赤の水平な同じ幅の縞模様の三色からなる長方形とする。旗の縦横の比は 1 : 2 とする。」

<脚注>

ロシア共和国憲法の優先的な改正に向けての作業は継続する。

<4. 付録 No.1> ザハロフ執筆

1. 第 6 条 「政党、その他の社会団体、それらの連合、および大衆運動は、人民代議員ソビエト、その執行機関その他によって遂行される政策の形成にその代表を通して参加する。人民代議員ソビエトの活動ならびにそれによって組織される執行機関およびその他の機関の活動に対する干渉は、政党を含むいかなる団体であるかにかかわらず、これを禁止する。」

これは、ソ連共産党をすべての他の政党と同様に、議会主義タイプの組織に転換し、他の政党と比して有するその特別な地位を解消し、ノメンクラトゥーラを廃絶する必要性を考慮に入れたものである。

2. 第7条1項は、以下のように変更する。

「すべての政党、その他の社会団体、それらの連合、および大衆運動は、ロシア共和国の憲法、法律およびソ連の法律の枠内で活動する。それらの行為は、ロシア共和国の人民代議員大会または最高ソビエトの決定にしたがいロシア共和国において展開される。」

第1項の編集は、若干の社会団体がその綱領および規約の枠を超えて（ロシア共和国憲法の枠内ではある）活動する可能性、ならびにロシア共和国の領域において、ある憲法、すなわちソ連邦基本法に基づく共和国憲法の効力が及ぶことを考慮して、第7条のテキストに変更を加えるものである。

第7条2項は、以下の編集に変更することが適当である。

「国家の安全を危うくするようなロシア共和国の憲法体制および領土の一体性を暴力的に転換しようとする目的をもち、または社会的、民族的および宗教的な反目の宣伝および流布（吹聴）を行なう政党、社会団体、それらの連合、大衆運動は、許されない。」

この変更は、第6条および第7条1項への前述の修正と、（憲法体制の）内容上より大きなものを含む概念を除外する必要性によるものである。「国家」の用語もまた具体化されている。

3. 第13条は、以下のような編集に変更するよう提案されている。

「国家的所有は、ロシア共和国の人民の利益およびソ連邦に自主的に加入した共和国間の互恵の協力のために、協定に基づきソ連邦の管理に移転したものを含め、共和国の所有、自治共和国、自治管区、州、その他の行政的地域的単位の所有（自治体所有）である。」

この編集の変更は、ソ連邦憲法において全連邦的と名づけられた所有権の主体を正確に規定する必要性があるからである。連邦（同盟）は、共和国によって自主的に機能のみを行使し、この点に関連しては所有権主体とはなり得ない。われわれは、このような立場をすべての共和国が取るべきではないか、と考える（その本質は、共和国に存在するものは、連邦がそれを管理するのではなく、共和国に属する）。

4. 第74条1項は、以下のような編集に変更しなければならない。

「ソ連邦の管轄に属するロシア共和国およびその人民の利益にかかる諸問題は、ロシア共和国の同意を得てこれを決定する。」

こうした編集は、共和国の利益の上にソ連邦の利益を優先する全連邦機関の明白な押しつけを排するために必要であり、結局は、共和国の主権の実際的な強化のためである。

5. 第119条に以下の内容の項を追加することが適当である。

「ロシア共和国憲法監督委員会は、ロシア共和国憲法のソ連邦の法律、決定、大統領令、政府およびその他の全連邦国家管理機関の決定との適合性に関する決定（判断）を

ロシア共和国人民代議員大会または最高ソビエトに与える。」

同様の追加が、全連邦的規範的アクトにおいてロシア共和国の利益および同様に他の共和国の利益を考慮することの追加的および実際上の保証を行う明確な必要性に関連してなされている。その際、条約によりソ連に移譲された機能の遂行のために制定され、ロシア共和国憲法およびソ連の他の法律に抵触しないかぎりで、ロシア共和国憲法に、ソ連邦の法律、その他の国家権力および管理の決定にしたがいロシア共和国において施行されている規範（第76条に含まれるものに替えて）を加えることが適當であるとされている。

< 5. 「国家主権宣言」の憲法委員会草案 >

（この宣言の1（1-4）および2項は現行憲法の前文として導入。旧規定は削除）

われわれ、合法的に選挙されたロシア連邦人民代議員は、

人民によって委ねられた権力を行使し、

ここに厳粛にロシア共和国の国家主権宣言を行なう。

1. 1922年に創設されたソ連邦の法的枠内にあるロシア連邦の国家主権は、次のことを意味している。

- 1) ロシア共和国の全領土内におけるロシア連邦の憲法および法律の最高性
- 2) 連邦内および国際的な関係におけるロシア連邦の最高機関によるロシアの主権的代表権
- 3) ロシア共和国国籍（市民権）に基づきロシア連邦の憲法および法律によって与えられたすべての権利の行使
- 4) 共和国の領域における法律に厳格にしたがった独立の裁判の実施

2. ロシア連邦の国家主権は、連邦内の、および国際的な協定に基づき、その最高立法機関の決定によってこれを制限することができる。

3. この宣言は、ロシア共和国第1回人民代議員大会による採択により直ちに施行され、ロシア共和国憲法の固有の構成部分となる。

すべての現行の法律、規程および決定は、ロシア共和国の領域内において、この宣言に抵触しない範囲においてこれを適用する。

ロシア共和国の憲法、法律およびその条項、ならびにその他のアクトの再検討または廃止の手続、期間および手順は、ソ連邦の枠内の他の国家形成および国際協定とロシア共和国によってなされた合意を考慮して人民代議員大会がこれを定める。

（草案は、人民代議員ヴォルコフが提案し、憲法委員会で作成）

< 6. 「ロシア連邦の憲法原理について」の第1回ロシア共和国人民代議員大会

の決定」（準備草案）>

第1回ロシア共和国人民代議員大会は、
新しい歴史的条件のもとでの共和国の発展の方向を定め、
社会的、政治的、経済的および文化的生活のすべての領域における市民の民主的権利
を認め、
同時に、現行のロシア共和国憲法がロシア連邦の新しい条件および任務にふさわしく
ない、
という必要性に立って、以下のことを決定する。

I

1. 新しいロシア連邦憲法を策定するためにロシア共和国人民代議員大会憲法委員会
を組織する。

憲法委員会の活動の財政を保障し、全面的にこれを支援する。

憲法委員会の資料はこれを定期的に公刊する。

憲法委員会およびロシア共和国最高会議幹部会は、次のロシア共和国人民代議員大会
の招集の1ヶ月前までに準備草案を公表しなければならない。

2. この決定のII項に述べる「ロシア連邦の基本的憲法原理」を承認する。ロシア連
邦の基本的憲法原理は、第1回人民代議員大会によってそれが承認された時点からこれ
を施行する。

II

1. ロシア連邦は、ロシア連邦は人民主権原理に基づく一連邦のすべての権力は、人
民に発し、人民に帰属し、共和国市民の民族的、社会的および宗教的帰属の如何にかか
わらず、人民がこれを行使する。ロシア連邦市民は、自らが選挙した権力機関における
代表または直接にレフェレンダムによって、その主権的権利を行使する。

2. ロシア連邦は、歴史的に形成された民族・国家的、民族・行政的および地域的な
形成物である。ロシア連邦の構成主体の間の関係は、同権、自治自律、その社会・経済
的および文化的発展の永代および方法の自由な決定の原理のうえにこれを打ち立てる。

3. すべての民族的共同体（общности）は、その自治の課題の範囲内で享受するところの、独立した政治・行政機構、民族学校、民族・宗教的および民族・文化的団体の形
成を含む自決権を有する。

民族・国家的形成（単位）は、立法上および政治的にロシア共和国のすべての市民の
社会的権利の不可侵ならびにロシア共和国の領域内におけるその所有権および財産を
保障し、脱退が自治共和国における当該問題に関するレフェレンダムの実施後1年以降
に行われる場合、ロシア連邦から脱退する権利を有する。

4. ロシア連邦の国家システムは、憲法および法律の最高性（支配）、代表・立法、執行、裁判の権力の分立および相互抑制の原理に基づく。

地方自治は、法律の範囲内で地方的諸問題を独立して解決する。

ロシア連邦の領域において各法人および自然人は、なんらかの機関または人によってその権利を侵害された場合、裁判所にこれを訴えることができる。裁判所のみが、任意の行為の適法性についての最終的決定を行う。何人も、刑事責任の恐れがある場合、裁判の実施に干渉することはできない。國家の公務員による法律または裁判所の決定の不履行は、法律の定める責任を問われる。

国家装置への就業は、代表または裁判の機能の遂行とは両立しない。

5. ロシア連邦市民の権利は、神聖にして、奪われることのない不可侵のものである。

ロシア国家の最高目的および義務は、ロシア連邦の領域における人と市民の権利の保護および擁護、その社会的および政治的・法律的擁護の保障である。ロシア連邦は、一般に認められた国際法の諸規範およびロシア共和国憲法の定める権利、自由および法的利益を保証する。

ロシア共和国市民は、以下の権利を有する。

他の市民および人に直接的な損害を及ぼさないかぎりでの、所有権および財産所有 (обладание собственностью и имуществом) ならびにその自由な処分の権利

国家およびその他の組織および機関での職の選択を含む任意の職への就業の権利

社会的な、またはエスニック上もしくは宗教上の帰属または信条の如何にかかわらず、教育を受ける権利

移動の自由、なんらかの人、機関または団体からの個人生活への干渉を免れる自由を含む個人的自由の権利

市民の逮捕、勾留または自由の制限の場合、24時間以内にその者に対して採られた自由の制限の適法性および根拠の存在に関する問題の解決のために裁判所に送致されなければならない (Habeas Corpus Act)。

政治的、社会的、経済的、文化的、民族的、宗教的、職業的目的または相当する利益の擁護を目的とする団体および同盟 (союз) に団結する自由の権利；政党および労働組合への加入を含む。市民のいかなる連合 (団体) も、その選択した領域の活動において独占的権利を有することはできず、同様の志向は違憲とみなされる。

社会的利益を代表し、または任意の国家機関および社会的機関からの個人の利益を害する情報を受け取る自由の権利

国際的アクトに定める法的規範および規則にしたがった、言論、信条、集会およびその他の社会的行為の自由の権利

国家、その代表者および職員ならびに他人からの権利および自由の制限は、いかなる

ものであれ、法律に基づき、かつ法律にしたがいその範囲内で行われる検事の制裁または裁判所の決定に基づく場合にのみ、これを許される。

6. ロシア共和国と自由かつ同権に基づいて同盟に統合する他の共和国（主演国家）との相互関係は、同盟条約およびその付属議定書によってこれを定める。

「民主ロシア」ブロック憲法委員会作業グループの起草した準備草
案

ヴォルコフ、コヴァリヨフ、ゾロトゥーヒン、マムート、ポプコフ、
ルミヤンツエフ、シェロフ・コヴェジャーエフ、ボンダレフ

—完—